

平成29年度 定期監査の結果に関する報告

平成30年3月30日（金）

第1 監査の概要

地方自治法第199条第4項に基づき、平成29年度における定期監査を実施した。その結果は次のとおりである。

1 監査の実施方針

定期監査にあたっては、平成29年12月末現在における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施する。

2 監査の実施状況

全部局等を対象に平成29年4月1日から平成29年12月31日までを対象期間とする定期監査調査を徴し、それらに基づき予算の執行、収入、支出、契約及び財産管理等について審査を行うとともに、平成30年3月7日、8日の2日間、下記の7課についてヒアリングを実施した。

ヒアリング実施日	ヒアリング実施課	ヒアリング実施日	ヒアリング実施課
3月7日（水）	農林水産課	3月8日（木）	学校教育課
	国保年金課		学校施設課
	市街地整備課		庁舎建設課
	—		財政課

第2 監査の結果と概要

定期監査の結果、各課等における予算の経理、財産管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、関係法令等に従いおおむね適正になされていると認められたが、一部において改善等を要するものがあつた。

改善等を要する事項については、第3に示すとおりであり、ヒアリングの実施状況については以下に示すとおりである。

1 農林水産課について

農林水産課については、12月末で未執行の、「特定地域経営支援対策事業」及び「機構集積協力金交付事業」について説明を受けた。説明によると、「特定地域経営支援対策事業」については、12月時点で県の補助金確定通知がなされていたが、その時点で歳入調定がなされていなかったため、12月末時点で未執行となっている。その後補助金確定通知書に基づき歳入調定を遡って行ったとのことである。今後は、このよう

なことがないよう速やかに処理されたい。

また、「機構集積協力金交付事業」については、該当者がなく未執行となっている。

2 国保年金課について

国保年金課については、平成30年度から開始される、県と市町村の共同運営について説明を受けた。予算についての枠組みが変更になる程度で、財政運営は県が行い、市は県が示した納付金を納め、職員の業務については従来通りとのことである。また、県が試算した来年度以降の本市の1人あたりの保険料が、現状より高く試算されているが、市町村向けの公費の歳入（公費拡充分）を見込んでいるため、現状の税率で対応可能であるとのこと。今後は、この公費拡充分について、国や県の動向をしっかりと注視し、国保運営に取り組んでいただきたい。

3 市街地整備課について

市街地整備課については、与根西部地区土地区画整理事業における土地区画整理組合の設立準備状況及び産業集積基盤整備事業について説明を受けた。与根西部土地区画整理組合については、平成29年12月25日、市長の設立認可があり、平成30年1月20日、同組合第1回総会をもって組合が設立された。同地区は組合施行で事業を行い、市は事務的な支援を行う予定とのことであり、円滑な事業執行に向け、適宜適切な事務支援が望まれる。

4 学校教育課について

学校教育課については、育英会償還金の収入未済状況、学力向上推進委員会補助金について、要保護、準要保護費、特別支援教育奨励費、小学校英語活動における国際言語センターとの委託契約、教員の長時間労働についての本市の取組みについて説明を受けた。

まず、育英会償還金については、債権管理マニュアルを作成し、適切な債権管理に努められたい。

学力向上推進委員会補助金については、教育講演会の開催や、教職員の資質向上のための研修会、児童生徒の家庭学習を促すのぼりやポスター等を製作し活用するなど、さまざまな活動が実施されている。

小学校での英語活動は、国際言語センターとの契約に基づき、小学校の外国語活動や総合的な学習の時間に日本人英語教師を配置している。

要保護、準要保護児童生徒への援助については、学校教育法第19条に基づき、教育長が認める者に対し学用品、通学用品、校外活動費、給食費、修学旅行費、医療費等の一部を援助しており、平成28年度からスタートした給食費のみの拡充分を含めると認定率は17.78%ということであった。特別支援教育就学奨励費についても、同様な援助を行っており、約80名が認定を受けている。

学校における教職員の長時間勤務についての対策としては、毎週水曜日にノー残業、ノ一部活動日を設定し実施するなど教育委員会における学校の業務改善に取り組んでおり、評価したい。1自治体の裁量でやれる範囲は僅かではあるが、教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、学校における業務改善のためには教育委員会における取組みが不可欠である。今後も教育委員会は学校において勤務時間を意識した働き方を進めるなど、学校現場とともに、教育の質を高められる環境を構築できるよう取り組

んでいただきたい。

5 学校施設課について

学校施設課については、上田小学校、幼稚園及び豊見城中学校改築事業について説明を受けた。学校改築工事については、庁舎建設の遅れによる影響もなく、現時点では予定通りとなっている。引き続き、工事が安全かつ順調に進行するよう安全対策、工事の進行管理に万全を期するとともに、児童生徒の安全対策や教育環境の確保にも十分配慮を願いたい。

6 庁舎建設課について

新庁舎建設事業については、2月末時点で庁舎棟工事が81.56%（5月末完成予定）、電気設備工事28.12%、弱電設備工事32.38%、衛生設備工事60.87%、空調設備工事56.93%、駐車場棟建築工事39.75%、エネルギー棟工事14.03%（7月末完成予定）の進捗となっており、最終的な完成が平成30年10月末予定となっている。また、工事の遅延理由としては、庁舎棟の鉄骨工事、PC工事が当初予定より大幅に遅れたため、また駐車場棟は、庁舎棟工事のクレーンが撤退できずに工事が遅延したためとのことである。

新庁舎建設事業については、工事遅延の原因、遅延による影響等各面から検証し、事業の早期完成に向けた適切な措置を図るとともに、今後の工事の進行管理に万全を期していただきたい。

7 財政課について

財政課については主に財産管理の状況について、現在賃借料契約を行っている土地を1平米あたりいくらかで貸付けているか等の質問に対する説明を受けた。資産価値に沿った賃料になっているか、一定期間での全体見直しを行うべきではないかとの質問には、契約書に見直しの要件についての規定が入っておらず、特に見直しは行っていないが、今後は、一定期間で全体の見直しを行っていきたいということや、平成30年度に鑑定評価を入れて、賃料の見直し検討を行う予定の土地について説明を受けた。

土地の賃料については、鑑定評価等に基づき、一定期間での全体的な見直しを行うなど、適正な財産運用に努めていただきたい。

第3 改善等を求める事項について(全課共通事項)

1 備品台帳の整備について

今年度は、備品の管理が適正であるかを監査するため、備品台帳の提出を依頼した。台帳を確認したところ、概ね適正に処理されているが、一部の課において職員数に対し、備品台帳に記載された机と椅子の数が少ない事例が見受けられた。明らかに記載漏れがあると判断できる台帳である。今後、部、課の統廃合や庁舎移転に伴う引っ越しにより、備品台帳と現物の不一致が起らないよう備品台帳の定期的な点検・整備を図られたい。

2 契約状況について

今回、各課から提出された監査調書中、「様式7 需用費（修繕費）の契約状況」、「様式8 印刷物の契約状況」、「様式9 業務委託契約状況」、「様式10 使用料及び賃借料の契約状況」、「様式11 工事請負費の契約状況」に記載されていた契約件数を集計した結果、契約件数が1,960件あり、うち入札による契約281件（14.3%）、随意契約が1,679件（85.7%）という割合であった。

随意契約の締結については、地方自治法で定められており、市契約規則第24条においても随意契約を締結しようとする場合における見積条件等が明記されている。しかし、今回監査した中で、市契約規則に明記されたとおりに見積書を徴していないケースが見受けられた。随意契約による場合は、見積合わせをすることが原則であり、随意契約による価格の適正を欠くおそれを防ぐため、複数の業者から見積書を提出させ、当該価格が適当であるかどうかを検討する資料となるものである。

また、随意契約の根拠を地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号とした契約件数27件のうち、市契約規則第22条第2項第1号及び第2号に基づく、契約内容の公表を行っている割合は、15件が公表済み、12件が未公表であった。ほとんどが、契約相手方をシルバー人材センターとする随意契約であったが、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号とした随意契約はシルバー人材センター以外の団体も含まれるので、規則で定められた手続きは確実にいき、疑念を抱かれることの無いよう対応していただきたい。

3 補助金の支出及び効果について

補助金の支出については、各課から補助金交付団体の収支計算書、平成29年度事業計画書及び収支予算書、定款等の書類の提出を求め、監査を行ったところ、豊見城市各種団体補助金交付規程第5条に定められた補助金交付の申請期限を過ぎて申請を行っている団体があった。補助金の交付については、「豊見城市補助金等の交付に関する規則」や「豊見城市各種団体補助金交付規程」において、執行に関する基本的な事項が定められており、担当課においてはこれらに基づく適正な執行に努め、各団体等への周知徹底を図られたい。

4 交際費の取扱いについて

交際費の支出については、現在、市としての取扱い基準がなく、担当課においては、ケースごとに社会通念上妥当と認められる範囲内で支出を行っているということである。

交際費は、性質上その用途が市民の疑惑を受けやすい。このことから、交際費の支出に際しての運用基準の作成を検討されたい。

5 むすび

今回の監査については、概ね適正に処理されており、特段指摘事項は見受けられないが、上記第3で述べた改善等を求める事項については、必要な措置を講じ、改善を図るとともに、今後とも適正な事務事業の執行に努められたい。また、年度末に向け、市税等の徴収、事業完了に伴う国、県等の補助金等の歳入確保を図るとともに、未執行、低執行率の事業については、事業執行の一層の事業推進に努めていただきたい。